

水田農家の皆さん！ 自給率向上のための新しい農政 に参加しましょう。

22年3月現在



戸別所得補償モデル対策が4月 からスタートします。

戸別所得補償モデル対策のねらい

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に**生産拡大を促す対策**と、水田農業の経営安定を図るために、**恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策**をセットで行います。

自給率向上事業 (水田利活用自給力向上事業)

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

交付単価

① 戦略作物

作物	単価(10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
〔 水田経営所得安定対策の単価(全国平均) 〕	小麦(田) 4.0万円 大豆(田) 2.7万円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円

※ 麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、加工用米の単価は、下記の激変緩和措置により、変更になる地域があります。

※ 水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農家が、今年から新たに米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲を生産し、助成を受けようとする場合は、麦・大豆からの作付転換分に相当する固定払の交付申請を行わないことが必要です。

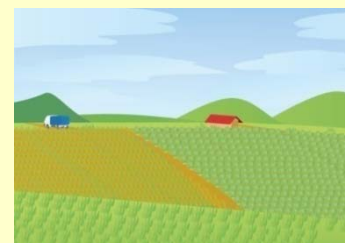
② その他作物

都道府県単位で作物ごとに単価を設定します。

③ 二毛作助成

(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ)

10アール当たり 1.5万円



激変緩和措置

交付額がこれまでの対策に比べて減少する地域において継続して作物を生産できるよう交付単価の調整を行います。

※ 激変緩和措置の内容は、都道府県や地域によって異なります。

米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)

自給率向上のための環境整備を図るために、**米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農**の皆さんに対して、**主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円**を定額交付します。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

交付単価(全国一律)

定額部分 (10アール当たり)	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10アール当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者（当然加入面積未済の場合は、21年度の出荷・販売の実績のある方）

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積

※ 調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番・面積・改善計画などを市町村に提出し認定を受ける必要があります。

※ 水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策(ナラシ)に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除してナラシの補てん額を算定します。

集落営農で加入することのメリット

- ① 個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に増大します。
- ② 集落営農を結成し、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、米のモデル事業の交付対象面積は、組織全体の主食用米作付面積から10アール控除となります。

モデル対策の交付金を受け取るための手続

1 主食用米の「生産数量目標」の確認をして下さい

- ・ 米のモデル事業の交付金を受け取るためには、主食用米の「**生産数量目標**」を守っていただく必要があります。
- ・ これまで生産数量目標の配分を受けてこられなかった農業者の方も、まず、生産数量目標の配分を受けて下さい。
- ・ 「自分の生産数量目標が分からない」、「生産数量目標の配分を受けていない」等の場合には、最寄りの地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

生産数量目標の配分を受け、地域水田農業推進協議会等による作付確認を受けないと、米のモデル事業の交付金は受け取れません！

生産数量目標の地域内及び農業者間調整



- ・ 生産数量目標（換算面積）については、ブロックローテーション等に合わせて、地域の農業者間で調整することができます。
- ・ 調整を希望する方は、生産数量目標の配分元の地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）にご相談下さい。
- ・ 交付金の支払いの前提となる作付面積の確認作業を円滑に行うためにも、現行と同様に**6月15日までに調整を終えて下さい。**

留意事項



- ① <水稻共済の当然加入面積以上を作付される方>は、加入申請書の**農業共済加入欄にチェック**をして下さい。

<当然加入面積未満で、水稻共済に加入しない方>は、**前年産米の出荷・販売契約等が確認できる書類**を添付して下さい。

<集落営農で加入する場合>は、**規約、構成農家名簿、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）**を添付して下さい。



- ② <小規模な農家>であっても**集落営農**を結成し、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、米のモデル事業の交付対象面積は、**組織全体の主食用米作付面積から10アール控除**となります。
- ③ ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で<交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある場合>は、**口座名義人に対する委任状**を添付して下さい。
- ④ <麦・大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米に対する交付金を受け取る場合>には、**実需者と販売契約を締結**することが要件となります。
- ⑤ <米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米などの用途限定米穀について、用途以外に販売した場合>には、**改正食糧法や米トレーサビリティ法に基づく罰則が適用**されます。



3 調整水田等の不作付地がある方は改善計画を提出して下さい(米のモデル事業の対象者)

一区画の水田すべてを不作付として生産数量目標を達成する場合は、「調整水田等の不作付地の改善計画」（不作付地の地番・面積、作物作付ができない理由、改善計画、達成予定年を記入）を**6月30日**までに市町村に提出して下さい。

（一筆内の部分的な調整水田や土地改良通年施行の場合は、改善計画の提出の必要はありませんが、その面積は明らかにする必要があります。）

4 秋に、「交付対象面積通知書」と「交付申請書」をお届けします

交付対象面積が通知されますので、**交付申請書**に捺印し**10月1日**から原則として**12月15日**までに農政事務所等に提出して下さい。

留意事項



- ① 自給率向上事業の対象作物については、**捨てづくり防止を確認するための書類**（出荷契約及び作業日誌・出荷伝票等の写し、または所定の報告書）を添付して下さい。
- ② 水田経営所得安定対策の固定払の受給者が、麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲（8万円/10アール）に作付転換している場合は、作付転換相当分の**固定払の辞退届**を**9月末**までに提出して下さい。
- ③ 米のモデル事業の変動部分が発動されるかどうかは、**23年1月**までの**相対取引価格**を見て決定されます。

5 指定口座に交付金が振り込まれます

交付申請の時期に応じて早い地域では**年内（12月）**から交付金の支払いを開始します。なお、米のモデル事業の変動部分については**年度内（翌年3月まで）**に支払います。

加入申請・支払時期

	農家からの申請	国(農政局・農政事務所)からの通知
22年 4～6月	「加入申請書」及び「作付面積確認依頼書」の提出 「調整水田等の不作付地改善計画」の提出	
9月	麦、大豆から新規需要米への転換分の「水田経営所得安定対策固定払交付辞退申出書」の提出(9月末まで)	
10月		交付対象面積の通知
11月	「交付申請書」の提出	
12月		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>交付金支払 (12月～3月)</p> </div>
23年 1月		
2月		
3月		

戸別所得補償モデル対策の加入申請等については、最寄りの

- ・ 地域水田農業推進協議会(市町村、JA等)
- ・ 農政局または農政事務所

などにお気軽にご相談下さい!



本パンフレットや戸別所得補償制度に関するお問い合わせは、
農林水産省 大臣官房 政策課 戸別所得補償制度推進チーム(TEL 03-6744-1850)

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。
【 http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html 】